

平成  
**25**  
年度

# 税制改正の あらまし

# 目 次

## I 法人税関係

1. 生産等設備投資促進税制の創設	4
2. 環境関連投資促進税制の拡充等	5
3. 研究開発税制の拡充	6
4. 所得拡大促進税制の創設	7
5. 雇用促進税制の拡充	8
6. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設	9
7. 中小企業の交際費課税の特例の拡充	10

## II 所得税関係

1. 所得税の最高税率の見直し	11
(1) 税率構造の見直し	11
(2) 源泉徴収税額表等の見直し	11
2. 金融所得課税の一体化の拡充	12
(1) 公社債等の利子所得等及び譲渡所得等の課税方式の見直し	12
(2) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充	13
(3) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組	13
3. 日本版ISAの創設	15
4. 住宅取得に係る措置	16
(1) 住宅ローン減税の拡充・延長	16
(2) 自己資金で住宅の取得をした場合の特例措置の拡充・延長	16
(3) 自己資金で省エネ、バリアフリー、耐震に係るリフォームをした場合の減税措置の拡充・延長	17
(4) 個人住民税における住宅ローン控除制度の改正	18
5. 法人に対する贈与に係るみなし譲渡課税の適用除外	19

### III 資産税関係

1. 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し .....	20
(1) 相続税の基礎控除の引下げ .....	20
(2) 相続税の税率構造の見直し .....	20
(3) 未成年者控除及び障害者控除の引上げ .....	21
2. 小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算の特例の見直し .....	22
3. 贈与税の税率構造の見直し .....	23
4. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し .....	25
5. 事業承継税制の抜本的な見直し .....	26
6. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設 .....	28

### IV その他

1. 延滞税等の割合の見直し .....	30
2. 印紙税の見直し .....	31
3. 法人に対する道府県民税利子割課税の廃止 .....	32

# I 法人税関係

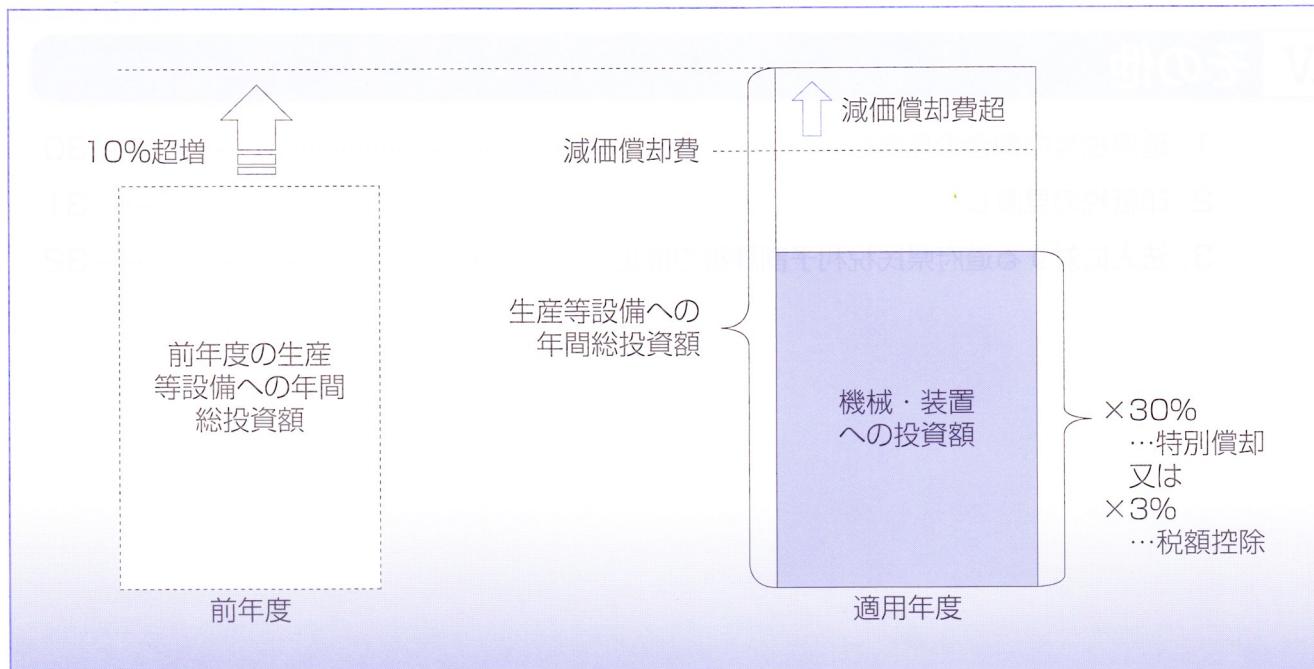
## 1 | 生産等設備投資促進税制の創設

適用事業年度終了の日に保有している国内の生産等設備の取得価額の合計が、次の①及び②の要件を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、取得価額の30%の特別償却または取得価額の3%の税額控除（ただし控除税額は当期の法人税額の20%を限度）のうちいずれかを選択適用できます。

- ① 国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超えた場合
- ② 国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加した場合

（注）生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産（無形固定資産及び生物を除く）で構成されるものをいいます。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しません。

### 《制度の概要》



### 適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

## 2 | 環境関連投資促進税制の拡充等

環境関連投資促進税制について、次の改正が行われています。なお、これに係る取得等に充てるため補助金等の交付を受けた場合には、その対象資産については適用しないこととされました。

### (1) 即時償却制度

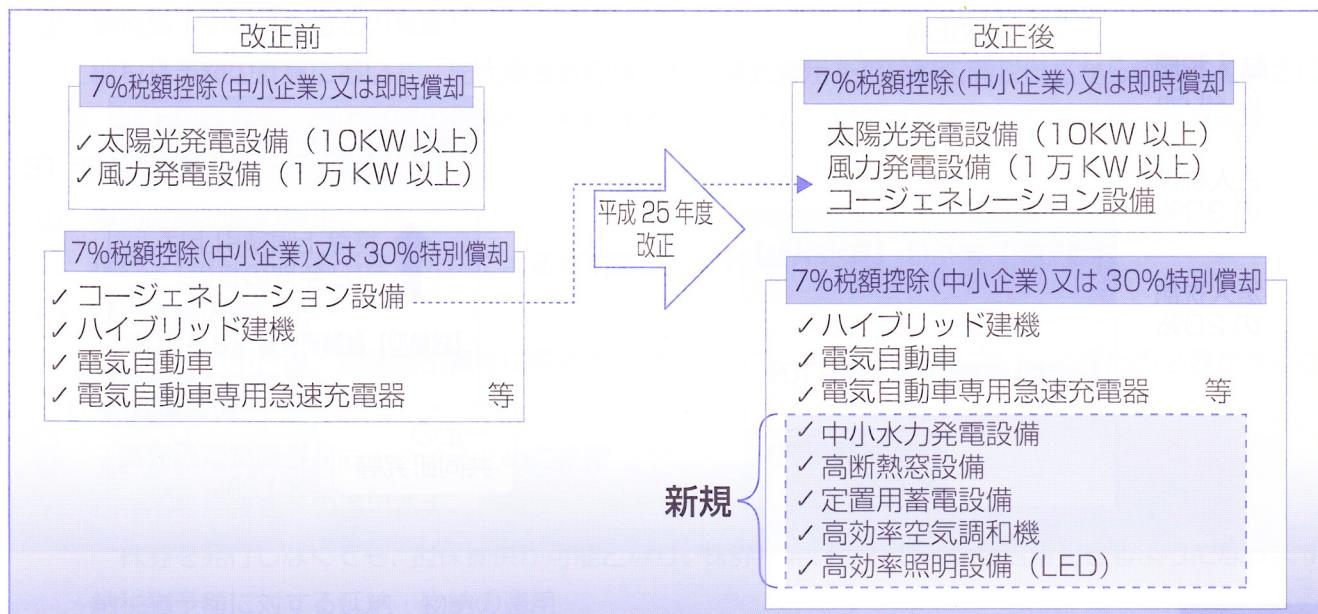
再生可能エネルギー関連設備に係る即時償却制度について、その対象資産（太陽光・風力発電設備）に熱電併給型動力発生装置（コーポレーティブ・ソリューション設備）が加えられました。

なお、この制度の適用期限は、平成27年3月31日まで延長されました（2年延長）。

### (2) 特別償却制度及び法人税額の特別控除制度

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の30%の特別償却制度及び中小企業のみに適用される法人税額の特別控除制度（7%）は、対象設備の項目が新規追加されるとともに平成28年3月31日まで延長されました（2年延長）。

#### 《制度の概要》



#### 適用時期

- (1) の改正については、平成25年4月1日から平成27年3月31日の間に取得等する再生可能エネルギー関連設備について適用されます。
- (2) の改正については、平成25年4月1日から平成28年3月31日の間に取得等するエネルギー環境負荷低減推進設備について適用されます。

### 3 | 研究開発税制の拡充

研究開発税制は次のとおり拡充されています。この改正により、増加型（又は高水準型）による控除額と総額型による控除額の合計で最大で法人税額の40%の控除が認められることになりました。

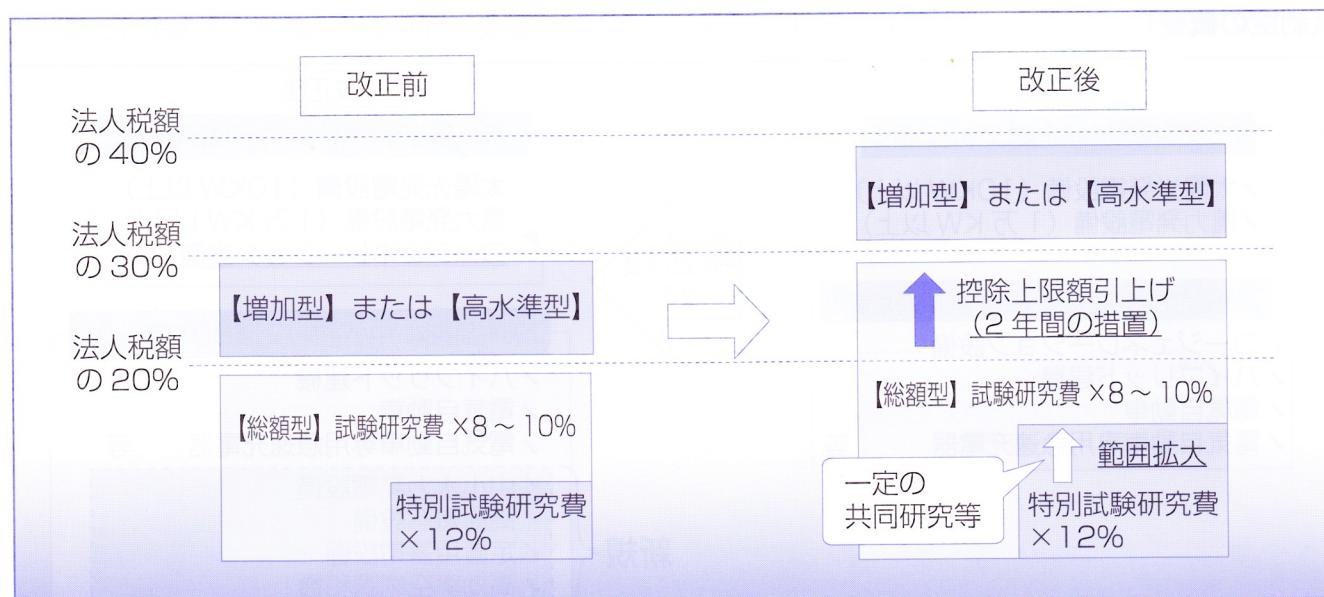
#### (1) 法人税額の控除限度額の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、及び中小企業技術基盤強化税制について、2年間の時限措置として、控除税額の上限がその事業年度の法人税額の30%（改正前20%）に引き上げされました。

#### (2) 特別試験研究費の範囲の拡大

特別試験研究費の範囲に、一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等が追加されました。

#### 《制度の概要》



#### 適用時期

- (1) の改正は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用されます。
- (2) の改正は、平成25年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用されます。

## 4 | 所得拡大促進税制の創設

個人の所得水準の改善を図るため、企業の労働分配（給与支給）を促す観点から、次の制度が創設されました。

青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除（法人税額の10%、中小企業者等は20%を限度）ができるようになりました（雇用促進税制等との選択適用）。

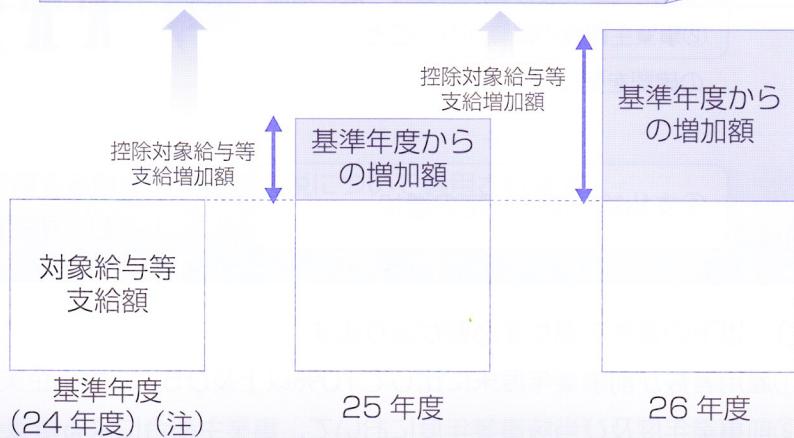
### 《制度の概要》

#### 【要件】

以下の全てを満たすこと。

- (1) 基準年度と比較して5%以上給与等支給額が増加
- (2) 給与等支給額が前事業年度を下回らないこと
- (3) 平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除



(注) 基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいう。

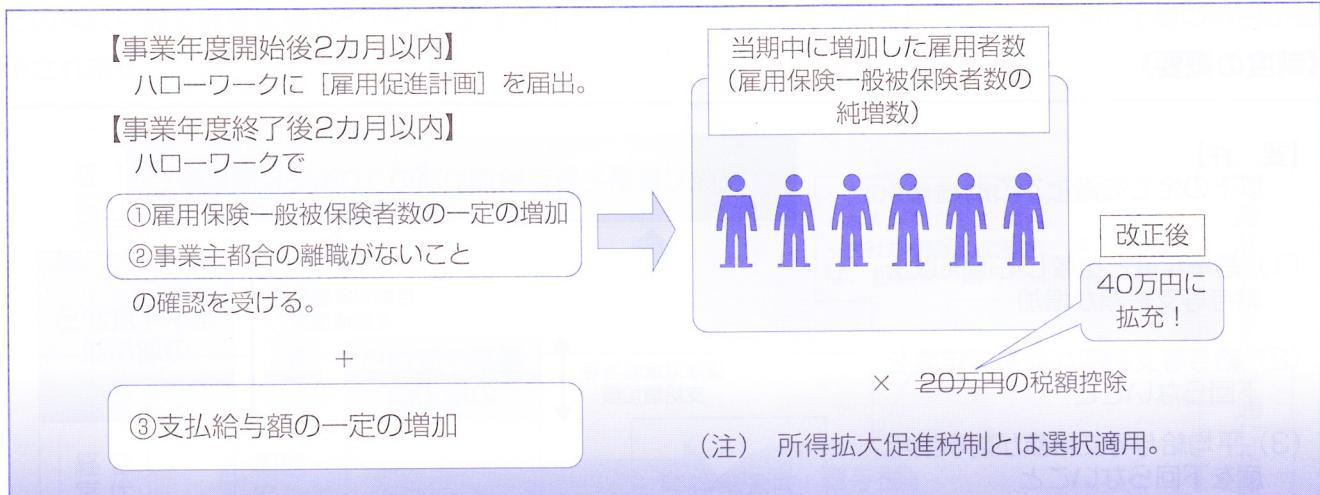
### 適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

## 5 | 雇用促進税制の拡充

青色申告書を提出する法人の雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（注）について、その税額控除限度額が増加雇用者数1人当たり40万円（改正前20万円）（法人税額の10%、中小企業等は20%を限度）に引き上げられました。

### 《制度の概要》



(注) 以下の要件を満たす必要があります。

- ①雇用者数が前事業年度末に比して10%以上及び5人（中小企業等は2人）以上増加
- ②前事業年度及び当該事業年度において、事業主都合による離職者がいないこと
- ③当該事業年度における「支払給与額」が前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること

**【算式】** 給与增加額  $\geq$  前事業年度の給与額 × 雇用者の増加率 × 30%

雇用者の増加率 = (当該事業年度末 - 前事業年度末の雇用者数) / 前事業年度末の雇用者数

※ 雇用者とは雇用保険一般被保険者をいい、高年齢継続被保険者等は含まれませんが、平成25年4月1日以後に始まる事業年度分からは、適用年度以前から雇用していた人を、適用年度途中に高年齢継続被保険者として引き続き雇用し、その年度末まで雇用していた場合に限り、雇用者数として扱うことができるようになりました。

### 適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

## 6 | 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

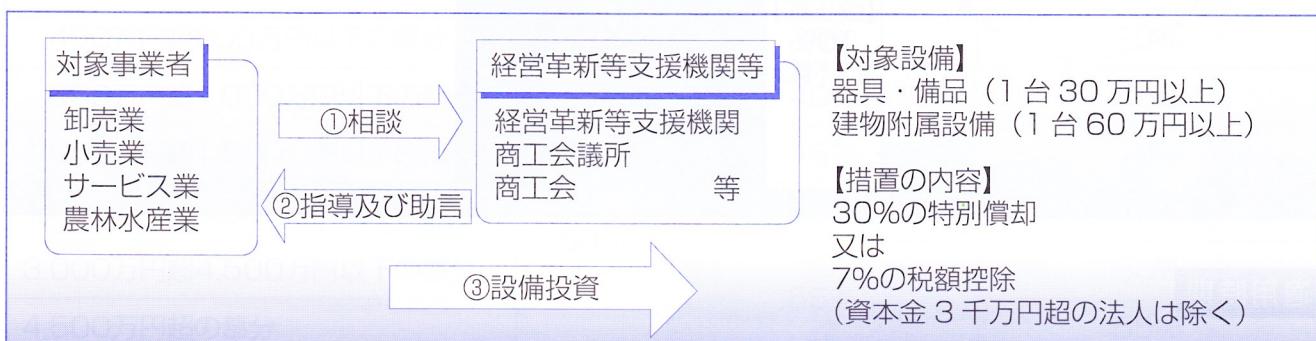
地域経済を支える中小企業の活性化を図る観点から、次の制度が創設されました。

経営改善に関する指導及び助言（注）を受けた青色申告書を提出する特定の中小企業者等が、その指導及び助言を受けて行う経営改善のための設備（店舗改修等の設備投資で一定の金額以上のもの）を取得等してこれを指定事業の用に供したときは、その事業年度については、その設備の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除（法人税額の20%を限度。超過額は1年間の繰越し可）とのいずれかの選択適用ができることとされます。

なお、税額控除の適用は、資本金が3,000万円以下の中小企業に限ります。

（注） 経営改善に関する指導及び助言とは、商工会議所、経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいいます。

### 《制度の概要》



### 指定事業とは

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業

### 経営革新等支援機関等（経営改善に関する指導及び助言を行う機関）

経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、都道府県農業会議、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センター

### 適用時期

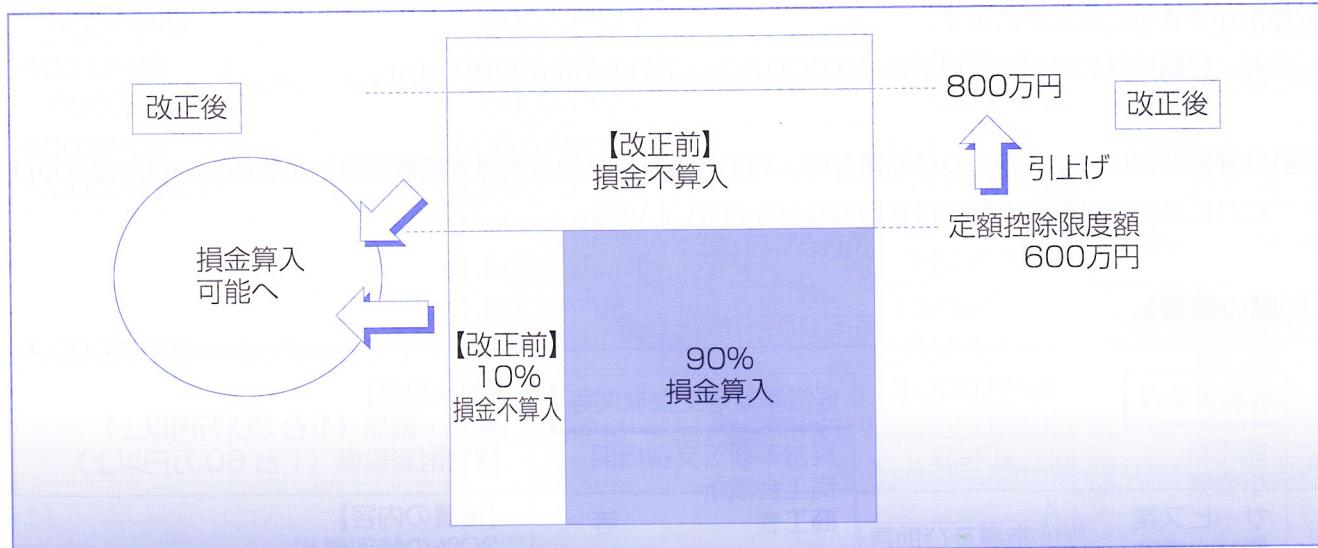
平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等する経営改善のための設備について適用されます。

## 7 | 中小企業の交際費課税の特例の拡充

中小企業の交際費等の損金不算入制度について、次のとおり交際費等の損金算入額が引き上げされました。

- ① 中小法人に係る交際費等の定額控除限度額が800万円（改正前600万円）に引き上げ
- ② 定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（改正前10%）を廃止

### 《改正の概要》



### 適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます

## II 所得税関係

### 1 | 所得税の最高税率の見直し

#### (1) 税率構造の見直し

改正前の税率構造に加え、課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられます。

#### 《改正の概要》

課税所得金額	税率	
	改正前	改正後
195万円以下の部分	5%	5%
195万円を超え330万円以下の部分	10%	10%
330万円を超え695万円以下の部分	20%	20%
695万円を超え900万円以下の部分	23%	23%
900万円を超え1,800万円以下の部分	33%	33%
1,800万円を超え4,000万円以下の部分	40%	40%
4,000万円を超える部分		45%

#### (2) 源泉徴収税額表等の見直し

上記(1)の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）並びに源泉徴収税額の算出率の表の見直しが行われます。

#### 適用時期

- (1) の改正については、平成27年分以後の所得税について適用されます。
- (2) の改正については、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

## 2 | 金融所得課税の一体化の拡充

金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税が、次のとおり見直されます。

### (1) 公社債等の利子所得等及び譲渡所得等の課税方式の見直し

#### 《改正の概要》

所 得	公社債等の種類	改正前	改正後
利子所得等	特定公社債等	源泉分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)
	一般公社債等		同左※
譲渡所得等	特定公社債等	非課税	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)
	一般公社債等		申告分離課税※ 20% (所得税15%、住民税5%)

※ ただし、同族会社が発行した社債の利子や償還金で、その役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象とされます。

(注1) 「特定公社債」とは、次の公社債（いわゆる金融債で預金保険の対象となっているものを除く。）をいいます。

- ① 国債、地方債、外国国債、外国地方債
- ② 会社以外の法人が特別の法律により発行する社債（投資法人債及び特定目的会社の特定社債を除く。）
- ③ 公募公社債、上場公社債
- ④ 発行日の前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
- ⑤ 平成27年12月31日以前に発行された公社債（発行時に源泉徴収がされた割引債を除く。）等

(注2) 「特定公社債等」とは、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のものをいいます。

(注3) 「一般公社債等」とは、特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で私募のものをいいます。

### (2) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充

- ① 損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等が加えられます。
- ② 平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は、翌年以後3年にわたり、繰越控除が可能となります。

### (3) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

一般株式（非上場株式）等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等が、次のとおり別々の分離課税制度とされます。

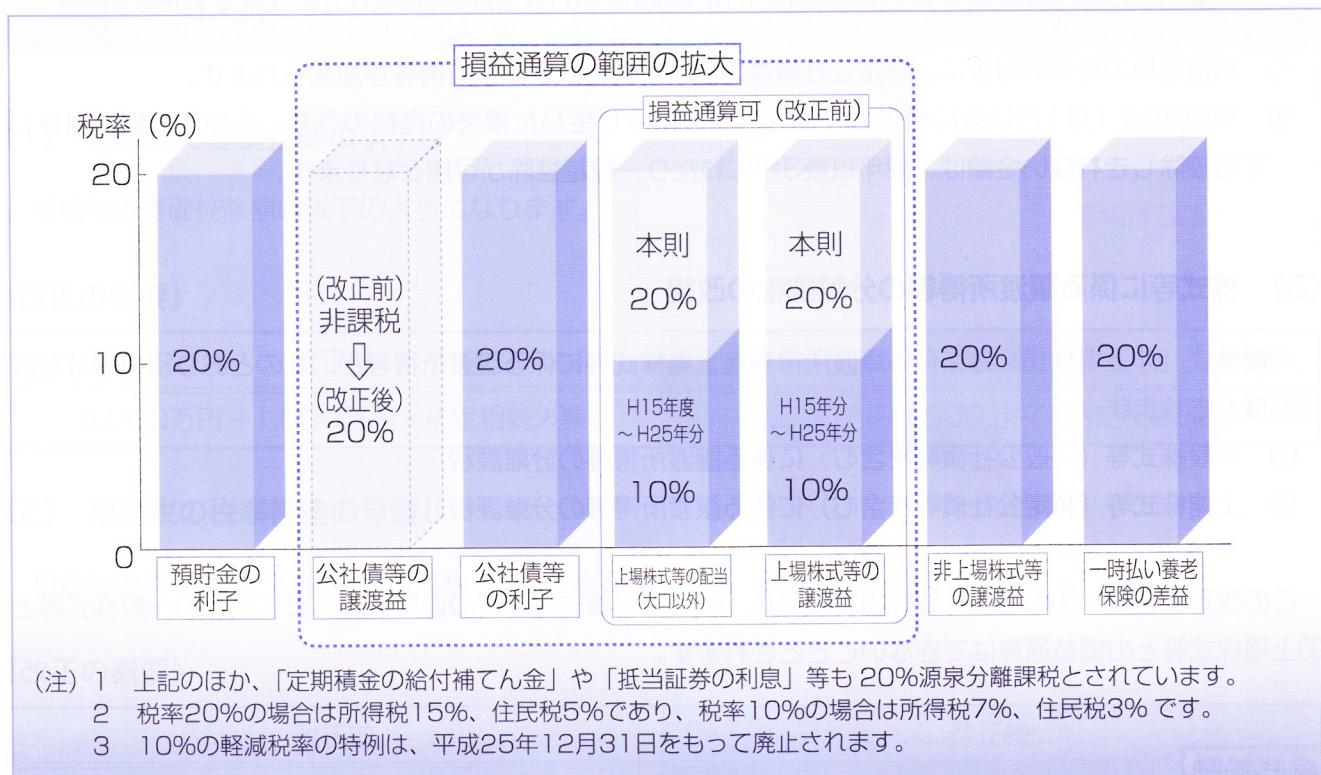
- ① 一般株式等（一般公社債等を含む）に係る譲渡所得等の分離課税
- ② 上場株式等（特定公社債等を含む）に係る譲渡所得等の分離課税

この改正により、①の一般株式等内の通算、②の上場株式等内の通算はできますが、①一般株式等と②上場株式等との損益通算はできないこととされます。

#### 適用時期

- (1) の改正については、平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子等、同日以後譲渡した場合の譲渡所得等について適用されます。
- (2) の改正については、平成28年分以後の所得税について適用されます。
- (3) の改正については、平成28年1月1日以後の株式等の譲渡について適用されます。

## 《改正の概要》



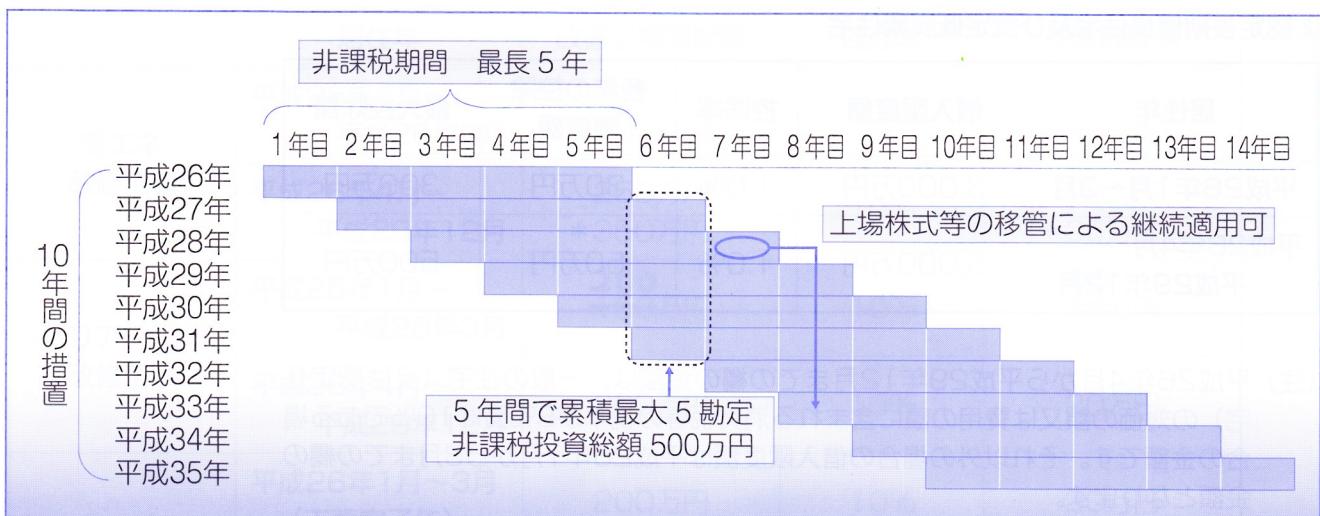
### 3 | 日本版ISAの創設

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が拡充されます。具体的には次のとおりです。

#### 《制度の概要》

<b>非課税対象</b>	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
<b>非課税投資額</b>	毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限 (未使用枠は翌年以降繰越不可)
<b>非課税投資総額</b>	最大500万円 (100万円×5年間)
<b>口座開設期間</b>	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間 (毎年新たな口座開設は不要)
<b>保有期間</b>	最長5年間、途中売却は自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)

※上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）は平成25年12月31日をもって廃止されます。



#### 適用時期

平成26年1月1日から平成35年12月31日までに開設される非課税口座において、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます。

## 4 | 住宅取得に係る措置

### (1) 住宅ローン減税の拡充・延長

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されるとともに、住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、各年の控除限度額及び控除期間の最大控除額が次のとおり拡充されます。

#### 《改正の概要》

##### ①一般の住宅

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月～3月	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
平成26年4月～ 平成29年12月	4,000万円	1.0%	40万円	400万円

##### ②認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月～3月	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
平成26年4月～ 平成29年12月	5,000万円	1.0%	50万円	500万円

（注）平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、一般の住宅（又は認定住宅）の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額です。それ以外の場合の借入限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

### (2) 自己資金で住宅の取得をした場合の特例措置の拡充・延長

認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されるとともに、対象住宅、控除対象限度額、控除率及び控除限度額が次のとおり拡充されます。

## 《改正の概要》

## 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額
平成26年1月～3月	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
平成26年4月～ 平成29年12月	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円	10%	65万円

(注) 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額です。それ以外の場合の控除対象限度額及び控除限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

### (3) 自己資金で省エネ、バリアフリー、耐震に係るリフォームをした場合の減税措置の拡充・延長

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合や耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されるとともに、改修工事限度額、控除率及び控除限度額が次のとおり拡充されます。

## 《改正の概要》

	居住年	改修工事限度額	控除率	控除限度額
省エネ 改修工事	平成25年1月～ 平成26年3月	200万円 *300万円	10%	20万円 *30万円
	平成26年4月～ 平成29年12月	250万円 *350万円	10%	25万円 *35万円
バリアフリー 改修工事	平成25年1月～ 平成26年3月	200 +50万円	10%	20 +5万円
	平成26年4月～ 平成29年12月	200万円	10%	20万円
耐震 改修工事	平成26年1月～3月 (工事完了年)	200万円	10%	20万円
	平成26年4月～ 平成29年12月 (工事完了年)	250万円	10%	25万円

(注1) \*の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の金額です。

(注2) 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、省エネ改修工事（又はバリアフリー改修工事、耐震改修工事）に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における工事限度額及び控除限度額は平成26年3月までの欄の金額となります（バリアフリー改修工事については、工事限度額150万円、控除限度額15万円となります。）。

#### (4) 個人住民税における住宅ローン控除制度の改正

平成26年分以後の所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税額から控除しきれなかった額を、以下の範囲内で翌年度分の個人住民税から控除できるようになります。

##### 《改正の概要》

居住年	控除限度額
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高13.65万円)

(注) 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合（東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合を含む。）の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等×5%（最高9.75万円）となります。

##### 適用時期

- (1) の改正については、住宅の取得等をして平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。
- (2) の改正については、認定住宅の新築等をして平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。
- (3) の改正については、既存住宅に係る省エネ・バリアフリー改修工事をして平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間に耐震改修工事をした場合に適用されます。
- (4) の改正については、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間に居住の用に供した場合の平成27年度分から平成30年度分の個人住民税について適用されます。

## 5 | 法人に対する贈与に係るみなし譲渡課税の適用除外

個人から法人に対し譲渡所得の基となる資産の贈与があった場合には、贈与時のその資産の価額（時価）で譲渡があったものとみなされて課税されますが、次の場合にはこのみなし譲渡課税の適用から除外されることとされます。

### 《改正の概要》

中小企業者（注1）に該当する内国法人の取締役等でその法人の保証人となっている個人が、その法人の事業の用に供されている資産（有価証券を除く）を、債務処理計画（注2）に基づき、その法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でその贈与によるみなし譲渡課税を適用しないこととされます。

- ① その個人が、債務処理計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ② その債務処理計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。
- ③ その内国法人が、資産の贈与を受けた後に、その資産を事業の用に供することが債務処理計画において定められていること。

（注1）ここにいう中小企業者とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、同一の大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等）に発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人にその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の3分の2以上を所有されている法人以外の法人をいい、資本若しくは出資を有しない法人の場合には、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。

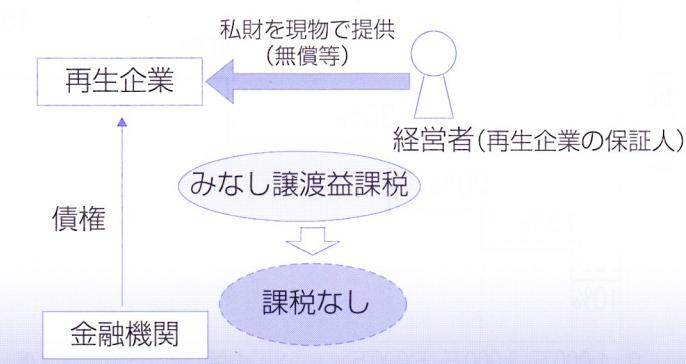
（注2）ここにいう債務処理計画とは、その法人について策定された債務処理に関する計画で、一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすものをいいます。

### 適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間の贈与について、みなし譲渡課税が適用除外とされます。

### 【改正後】

- 再生企業に対して私財提供



### III 資産税関係

#### 1 | 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

##### (1) 相続税の基礎控除の引下げ

相続税の基礎控除額は以下のようにになります。

##### 《改正の概要》

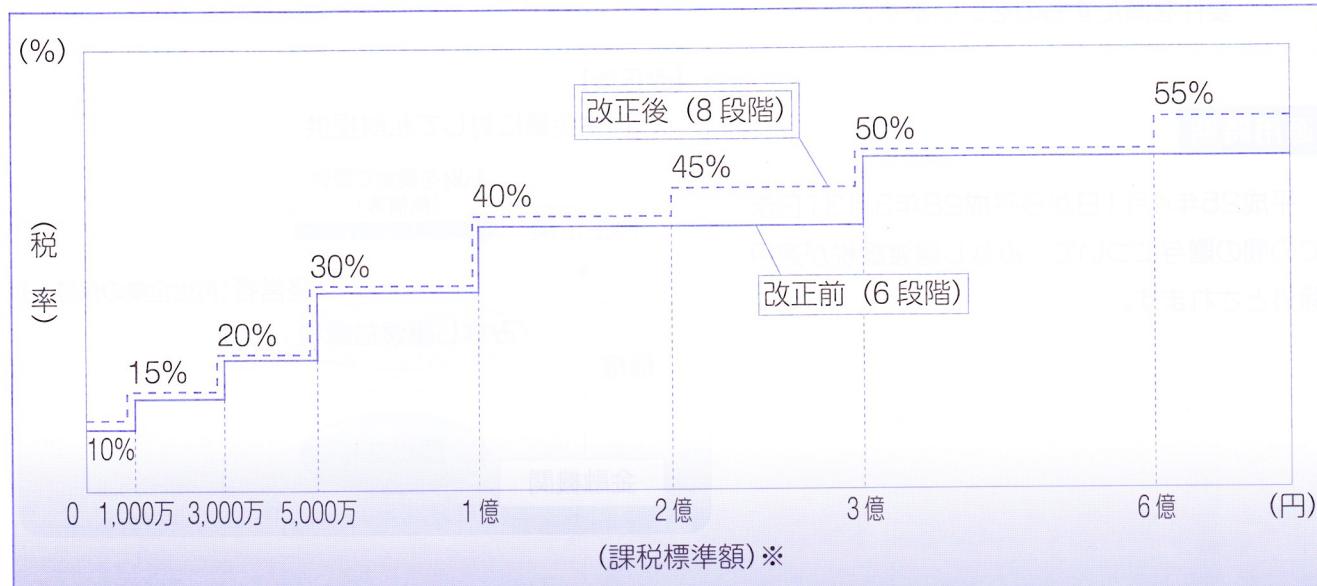
改正前	改正後
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

##### (2) 相続税の税率構造の見直し

相続税の税率は以下のように最高税率が55%に引き上げられ、税率構造が8段階になります。

##### 《改正の概要》

改正前		改正後	
課税標準額※	税率	課税標準額※	税率
1,000万円以下の部分	10%	1,000万円以下の部分	10%
3,000万円以下の部分	15%	3,000万円以下の部分	15%
5,000万円以下の部分	20%	5,000万円以下の部分	20%
1億円以下の部分	30%	1億円以下の部分	30%
3億円以下の部分	40%	2億円以下の部分	40%
3億円超の部分	50%	3億円以下の部分	45%
		6億円以下の部分	50%
		6億円超の部分	55%



## &lt;参考／相続税速算表&gt;

改正前			改正後		
課税標準額※	税率	控除額	課税標準額※	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円	2億円以下	40%	1,700万円
			3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,700万円	6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

※課税標準額とは、各法定相続人の法定相続分相当額です。

## (3) 未成年者控除及び障害者控除の引き上げ

相続又は遺贈により財産を取得した者のうちに未成年者や障害者があるときは、その未成年者や障害者の納付すべき相続税額は、その未成年者や障害者の年齢に応じて、その者の相続税額から一定の金額を控除することとされていますが、その控除額が次のとおり引き上げられます。

## 《改正の概要》

	改正前	改正後
未成年者控除	(20歳－相続開始時の年齢) × 6万円	(20歳－相続開始時の年齢) × 10万円
障害者控除	(85歳－相続開始時の年齢) × 6万円 (特別障害者については × 12万円)	(85歳－相続開始時の年齢) × 10万円 (特別障害者については × 20万円)

## 適用時期

(1)～(3)の改正については、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

## 2 | 小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算の特例の見直し

小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例とは、個人が相続又は遺贈により取得した財産で、その相続の開始直前に被相続人等の事業用宅地や居住用宅地のうち、限度面積までの部分については、相続税の課税価格の計算上、特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等・特定居住用宅地等については80%、貸付事業用宅地等については50%の割合で減額されるものです。

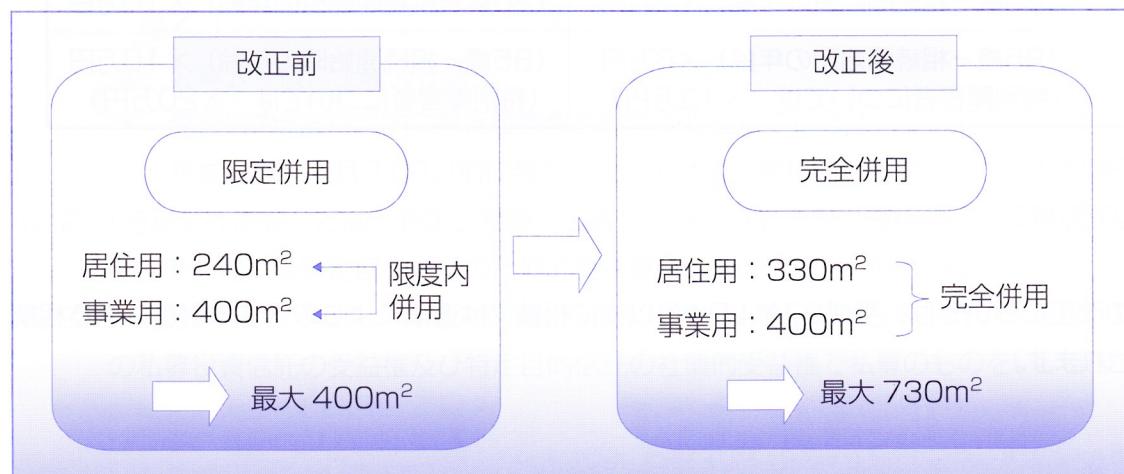
その小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例について、次の見直しが行われます。

- ① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が330m<sup>2</sup>（現行240m<sup>2</sup>）までの部分に拡充されます。
- ② 現行、限定的に併用が認められている特定事業用等宅地等と特定居住用宅地等について、完全併用が可能とされ、適用対象面積は最大で730m<sup>2</sup>となります（貸付事業用宅地等は除きます）。

なお、適用対象面積は下表のとおりに区分され、貸付事業用宅地等の他に特定事業用等宅地等や特定居住用宅地等を選択する場合には調整を行うこととしています。

### 《改正の概要》

区分	適用対象面積	
	改正前	改正後
特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等 (両方合わせて特定事業用等宅地等といいます)	400m <sup>2</sup> 以下	400m <sup>2</sup> 以下
特定居住用宅地等	240m <sup>2</sup> 以下	330m <sup>2</sup> 以下
貸付事業用宅地等	200m <sup>2</sup> 以下	200m <sup>2</sup> 以下



### 適用時期

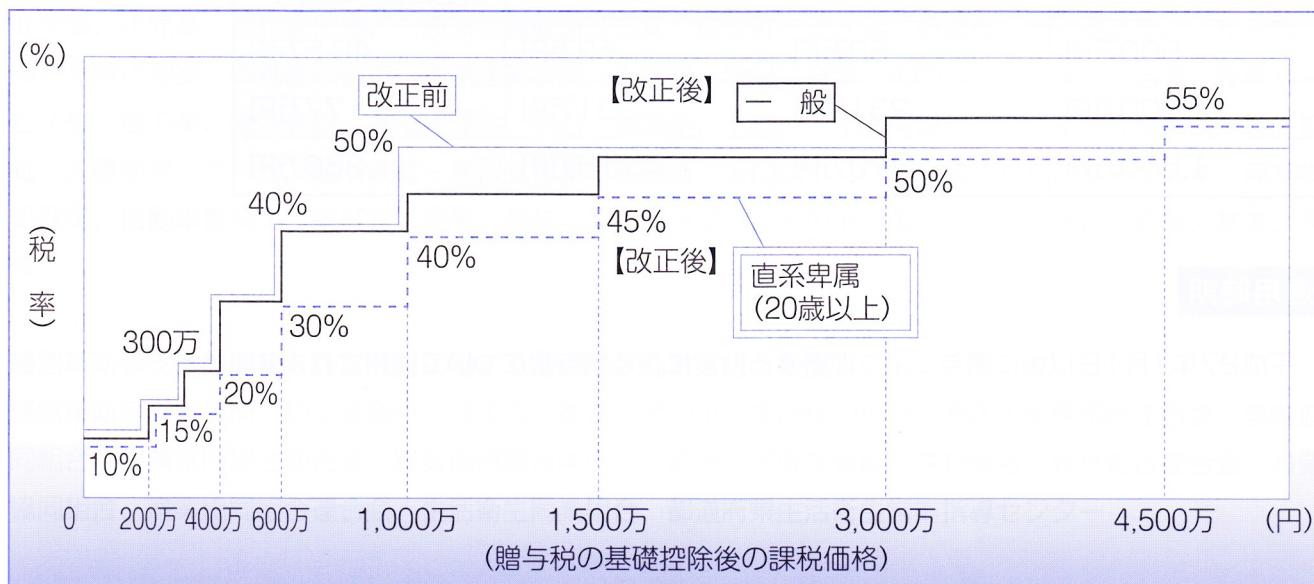
平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

### 3 | 贈与税の税率構造の見直し

最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が以下のように緩和されます。

#### 《改正の概要》

基礎控除後の課税価格	税 率		
	改正前	改正後	
		①一般的な贈与 (②以外)	②直系尊属から 20歳以上の者への贈与
200万円以下の部分	10%	10%	10%
200万円超300万円以下の部分	15%	15%	15%
300万円超400万円以下の部分	20%	20%	
400万円超600万円以下の部分	30%	30%	20%
600万円超1,000万円以下の部分	40%	40%	30%
1,000万円超1,500万円以下の部分	50%	45%	40%
1,500万円超3,000万円以下の部分		50%	45%
3,000万円超4,500万円以下の部分		55%	50%
4,500万円超の部分			55%



<参考／贈与税速算表>

改正前			改正後					
			①一般の贈与 (②以外)			②直系尊属から20歳以上の者への贈与		
基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 400万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円	400万円超 600万円以下	20%	30万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円	600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,000万円超	50%	225万円	1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
			1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円	3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
			3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

例) 贈与税額の改正前と改正後の比較

贈与金額	改正前	改正後	
		一般の贈与	直系尊属から20歳以上の者への贈与
500万円	53万円	53万円	48.5万円
1,000万円	231万円	231万円	177万円
1,500万円	470万円	450.5万円	366万円

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

## 4 | 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

相続時精算課税制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め（特別控除2,500万円、一律税率20%）、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、すでに納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。その相続時精算課税制度の対象者の適用要件が次のとおり見直されます。

### 《改正の概要》

	改正前	改正後
受贈者	20歳以上の推定相続人	20歳以上の推定相続人及び孫
贈与者	65歳以上の者	60歳以上の者

### 適用時期

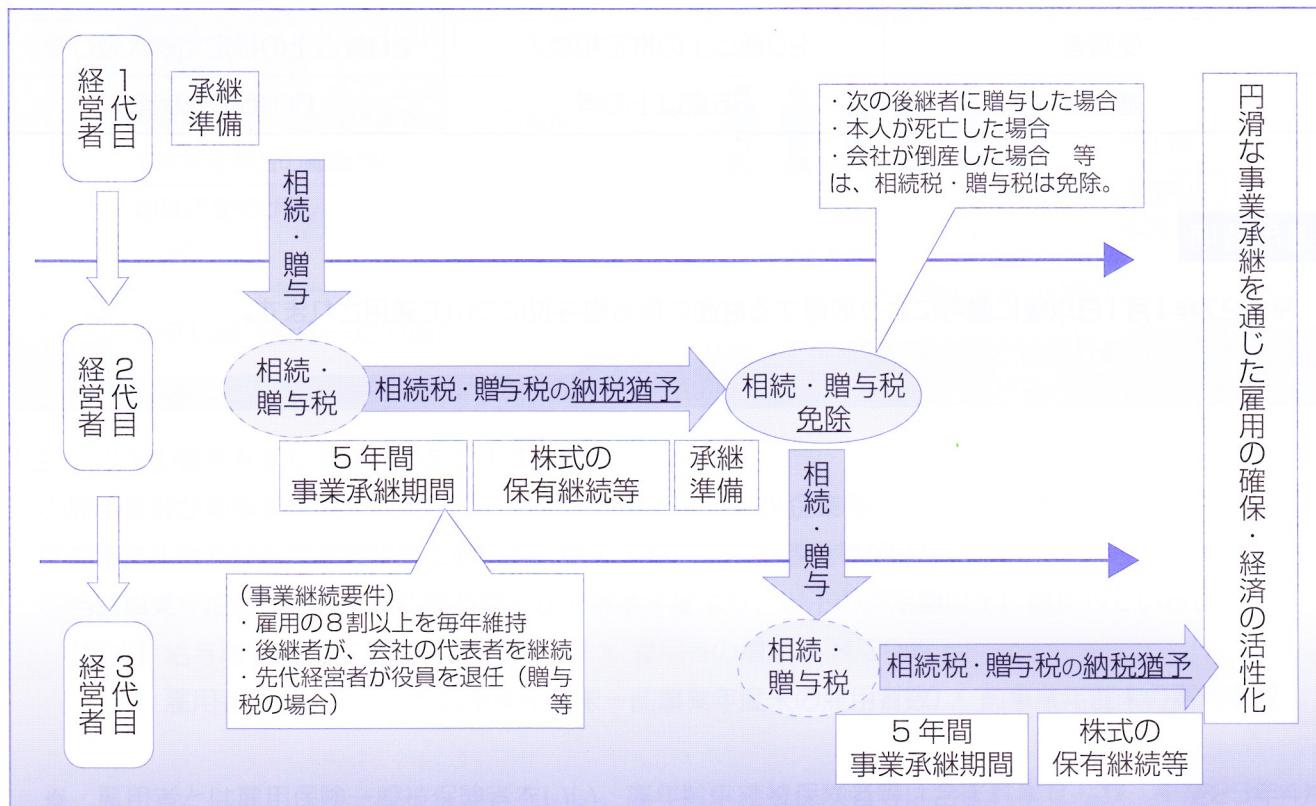
平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

## 5 | 事業承継税制の抜本的な見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予について、適用要件の緩和、利子税等の負担の軽減、手続の簡素化等の見直しが行われます。改正前と改正後の概要は以下のとおりです。

### 《制度の概要》

後継者（先代経営者の親族に限ります）が先代経営者から相続・贈与により非上場株式を取得した場合に、その株式に係る課税価格の80%に対応する相続税額又はその株式の贈与に係る贈与税額の全額の納税が猶予されます。



## 《改正の概要》

### (1) 要件の緩和

#### ① 雇用確保要件の緩和

雇用確保要件が「5年平均で8割以上の雇用確保」(改正前「毎年8割以上の雇用確保」)に緩和されます。

#### ② 後継者の親族間承継要件の廃止

親族外の後継者への相続若しくは遺贈又は贈与の場合であっても、相続税・贈与税の納税猶予の適用対象とされます。

#### ③ 先代経営者の役員退任要件〔贈与税〕の緩和

先代経営者(贈与者)は、贈与時に代表者を退任すれば、贈与後に引き続き役員であっても贈与税の納税猶予の適用対象とされます。

### (2) 負担の軽減

#### ① 利子税の負担軽減

- 納税猶予期間に係る利子税率が0.9% (特例基準割合が2%の場合、改正前2.1%)に引き下げられます。

- 納税猶予期間が5年を超える場合には、事業承継期間(5年間)の利子税が免除されます。

#### ② 納税猶予額の再計算の特例の創設(猶予税額の一部免除)

民事再生計画等に基づき事業を再出発させる場合には、猶予税額を再計算し、税額が一部免除されます。

#### ③ 納税猶予額の計算方法の見直し

納税猶予額の計算において、先代経営者の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から控除することとされ、猶予される税額が多く算出されます。

### (3) 手続の簡素化

#### ① 事前確認制度の廃止

相続又は贈与前の経済産業大臣による事前確認が不要となります。

#### ② 提出書類の簡略化

相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについては提出の必要がなくなります。

#### ③ その他の使い勝手を向上させるための措置

##### ・株券不発行会社への適用拡大

株券を発行しなくても、担保提供が可能となり、株券不発行会社も制度を活用できるようになります。

##### ・納税猶予額に対する延納・物納の適用

雇用確保要件が満たされない場合において、納税猶予額を納付しなければならないときには、延納又は物納の適用が可能となります。

## 適用時期

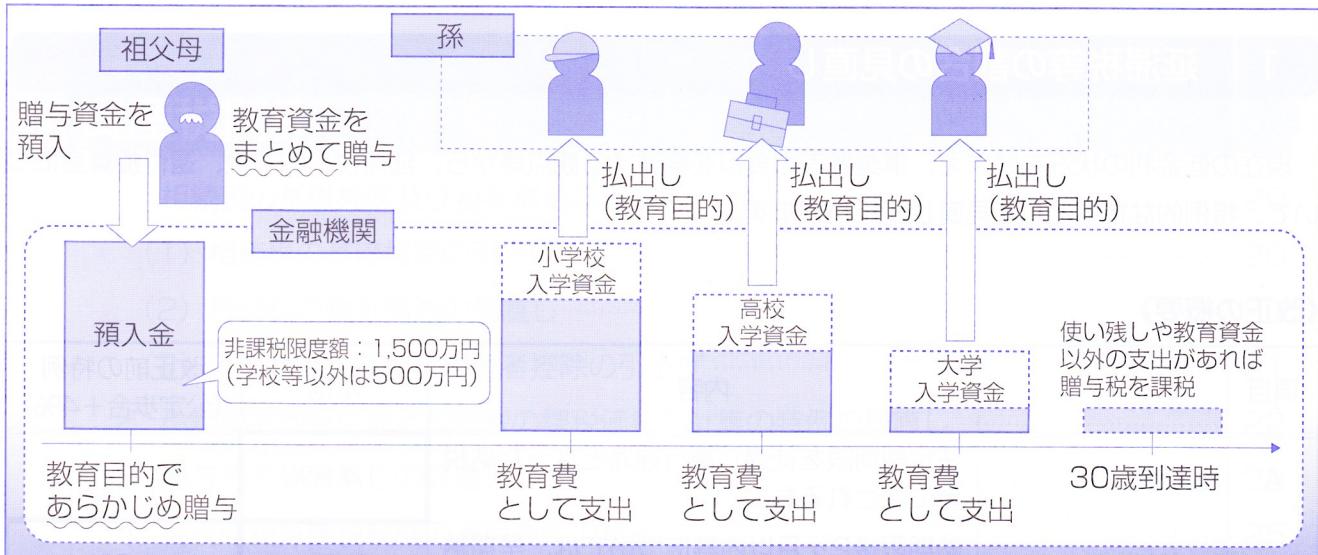
平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。ただし、改正前の規定の適用を受けている者は、選択により、一定の改正後の規定の適用を受けることができる措置が講じられています。

## 6 | 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

30歳未満の個人が、その直系尊属（祖父母等）から将来の教育資金をまとめて贈与された場合（1,500万円までが限度）、贈与税を非課税とする制度が創設されました。主な制度の概要は以下のとおりです。

### 《制度の概要》

- ① 直系尊属（贈与者）は、子や孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金（注）を一括して拠出。この資金は子や孫ごとに1,500万円までが非課税（学校等以外の者に支払われるものについては500万円が限度）。
- ② 受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した教育資金非課税申告書を金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出。
- ③ 受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出。金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、当該書類及び記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存。
- ④ 子や孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- ⑤ 非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税を課税（受贈者が死亡した場合には、その残額について贈与税は課されません）。



(注) 教育資金とは次の金銭をいいます。

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭。

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの。

- A 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの
  - ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
  - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
  - ⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- B 上記A以外（物品の販売店など）に支払われるもの
  - ⑥ (1) の②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

### 適用時期

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出される金銭等に限り適用されます。

## 1 延滞税等の割合の見直し

現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税、利子税、還付加算金について、特例的な措置として見直しが行われます。

## 《改正の概要》

項目		内容	本則	改正前の特例 (公定歩合+4%)
A	延滞税	法定納期限を超過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—
B	2ヶ月以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	4.3%
C	納税の猶予等	事業廃止等による納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減〔災害・病気等の場合には、全額免除〕	2分の1免除 (7.3%)	4.3%
D	利子税 (主なもの)	所得税法・相続税法の規定による延納等、一定の手続を踏んだ納税者に課されるもの	7.3%	4.3%
E	還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%



項目	改正後の特例 (本則14.6%の延滞税については、特例の創設)	【参考】 貸出約定平均金利の年平均が1%の場合
A	【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	9.3%
B	【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1% + 1% (早期納付を促す)	3.0%
C	【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1%	2.0%
D	【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1% (注) 相続税・贈与税の7.3%以外の利子税については、次の計算式で算定 利子税の割合 (本則) × $\frac{\text{特例基準割合}}{7.3\%}$	2.0%
E	【特例基準割合】 貸出約定平均金利+1%	2.0%

\*上記「特例基準割合」中の貸出約定平均金利は、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の年平均

## 適用時期

平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用されます。

## 2 | 印紙税の見直し

### (1) 「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」に係る印紙税

- ① 「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」に係る印紙税の特例措置の適用期限が平成26年3月31日まで延長されます。
- ② 「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」に係る税率が次のとおり引き下げられます。

#### 《改正の概要》

契約金額		特例税率 (平成26年3月31日まで)	改正後 (平成26年4月1日以降)
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超300万円以下	1,000円	500円
100万円超500万円以下	300万円超500万円以下	2,000円	1,000円
500万円超	1,000万円以下	10,000円	5,000円
1,000万円超	5,000万円以下	15,000円	10,000円
5,000万円超	1億円以下	45,000円	30,000円
1億円超	5億円以下	80,000円	60,000円
5億円超	10億円以下	180,000円	160,000円
10億円超	50億円以下	360,000円	320,000円
50億円超		540,000円	480,000円

### (2) 「金銭等領収書」に係る印紙税

金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5万円未満（現行3万円未満）のものには、印紙税が課されないこととされます。

#### 適用時期

(1) の改正の①については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書について適用されます。②については、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書について適用されます。

(2) の改正については、平成26年4月1日以後に作成される金銭又は有価証券の受取書について適用されます。

### 3 法人に対する道府県民税利子割課税の廃止

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る道府県民税利子割の納稅義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定することとされます。

これに伴い、法人に係る道府県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等へ充当又は還付をする制度は廃止されます。

#### 適用時期

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る道府県民税利子割について適用されます。